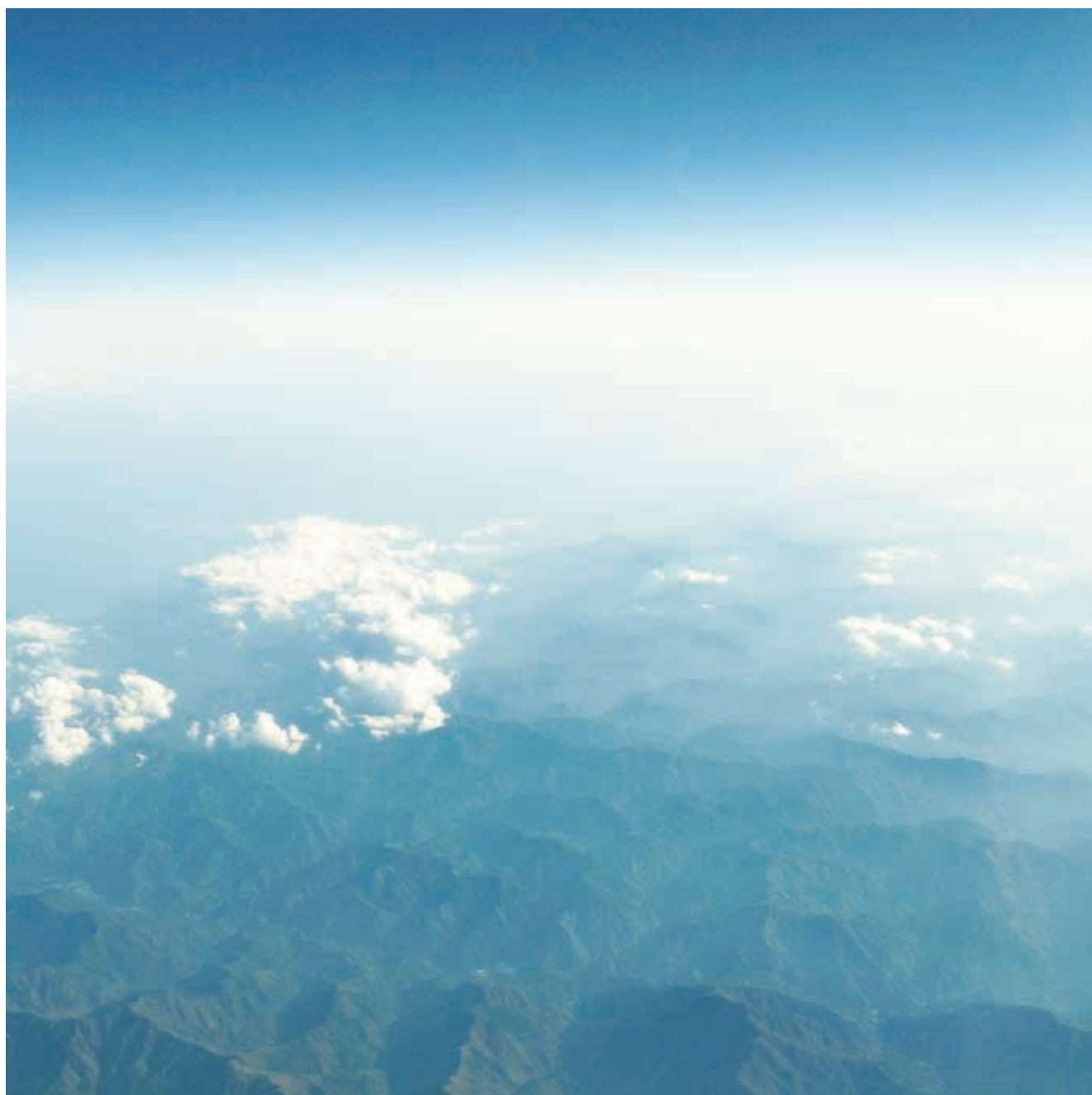


A s i a n J o u r n a l o f  
**H U M A N  
S E R V I C E S**

Printed 2012.1030 ISSN2186-3350  
Published by Asian Society of Human Services

*October 2012*  
**VOL. 3**



## REVIEW ARTICLE

## 知的障害者の自動車運転免許をめぐる諸問題

## Current issues in driver's license of people with intellectual disabilities

田中 敦士<sup>1)</sup> (Atsushi TANAKA)

1) 琉球大学 教育学部

〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町千原1 琉球大学教育学部特別支援教育講座

TEL/FAX (098)895-8417

atanaka@edu.u-ryukyu.ac.jp

## ABSTRACT

本稿では、知的障害者における自動車運転免許の諸問題について紹介した。彼らが自動車運転免許を取得するにあたってのメリット、関連する法律、および困難な事項について論じた。

The purpose of this report is to introduce the current issues in driver's license of people with intellectual disabilities in Japan. Merits, related laws, and difficulties of getting drivers license are discussed.

## &lt;Key-words&gt;

自動車運転免許 , 知的障害者 , メリット

driver's license , people with intellectual disabilities , merits

Asian J Human Services, 2012, 3:32-37. © 2012 Asian Society of Human Services

Received  
October 9,2012

Accepted  
October 12,2012

Published  
October 31,2012

## I. 知的障害者が自動車運転免許を取得することのメリット

2010 年末の日本全国の運転免許保有者数は 81,010,246 人であり (警察庁, 2010)、運転免許取得可能人口に対する免許保有者の割合は 70%を超えている。前年度の運転免許保有者数は 80,811,945 人であり、運転免許を取得する人口の割合は年々増加している。また、一世帯当たりの自動車保有率は 79.3%である (自動車検査登録情報協会, 2008)。これらのデータからも多くの人々が運転免許の必要性を感じているとわかる。もはや、自動車は現代社会においてなくてはならない必需品となっている。

運転免許を取得することには多くのメリットがある。まず移動時間を短縮することができ、長距離の移動も可能となる。それにより趣味の拡大や余暇活動をより充実させることが可能となる。これらのメリットは健常者にも共通することである。しかし、保護者の高齢化に伴って子どもを同伴しての外出が困難となり、外出の機会が減少すること (吉松, 1997) や、活動への意欲は積極的であるものの移動に多大な時間がかかり、それが保護者の負担となり余暇活動にも影響を及ぼしていること (石黒・中村・木下, 1999) などが指摘されている。自動車の運転が可能になれば時間や場所に関係なく移動することができるようになり、これらの問題が解決できるようになる。

さらに障害者には、運転免許を取得することで得られる大きなメリットがある。それは就職の可能性が広がることである。まず運転免許の取得が就職の条件となっている仕事に携わることができるようになる。また運転免許を取得するには健常者と同様に、学科試験と実技試験に合格しなければならない。運転免許試験の合格率は 71.3% (警察庁, 2010) に過ぎず、そのため運転免許を持っているだけである程度の指示理解や知的作業もできると見なされるのである。さらに、運転免許を取得できたことで、障害者自身への自信にもつながる。運転ができることで就職にも積極的な姿勢が生じ、自己責任の認識も強くなる (井上・伊藤・栗原・森本, 2004)。知的障害者や発達障害者など障害者にとって自動車運転免許証の取得は就労など社会生活を営む上で大きな力となると国会答弁でも取り上げられている (広中, 2004)。運転免許を取得することではキャリアアップにもつながる。就職先の開拓という面からも運転免許取得はきわめて重要である。

以上述べたように、知的障害者が運転免許を取得することは、行動範囲の拡大による QOL の充実につながるほか、就業能力の証明と意味合いもあり、就職可能性の拡大にもつながるのである。

## II. 道路交通法の改正による欠格事由の見直し

2003 年に道路交通法が改正されたことにより、これまでは一定の病気に罹っているものに対して一律に免許が取得できない (受験資格も無い) とされていた、絶対的欠格事由だったものが廃止された。そして、免許を取得しようとする者が自動車等の安全な運転に支障があるかどうかを個別に判断する相対的欠格事由となった。試験に合格しても一定の病気にかかっており自動車等の安全な運転に支障をきたす恐れがある場合には、道路交通の安全の観点から免許が取得できない場合もあるとされている。

試験に合格した者に対しては免許の拒否や保留が、免許を取得している者に対しては免許の取り消しや停止がなされることがある。免許の拒否、保留、取消しまたは停止の対象となる病気は表1の通りである。

表1 免許の拒否、保留、取消しまたは停止の対象となる病気

- 
1. **統合失調症**（自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くおそれがある症状を呈しないものを除く。）
  2. **てんかん**（発作が再発する恐れがないもの、発作が再発しても意識障害及び運動障害を伴わないもの並びに発作が睡眠中に限り再発するものの内悪化の恐れがないものを除く。）
  3. **再発性の失神**（脳全体の虚血により一過性の意識障害をもたらす病気であり、発作が再発するおそれがあるものをいう。）
  4. **無自覚の低血糖症**（人為的に血糖を調節することができるものを除く。）
  5. **そううつ病**（上記1. 統合失調症に同様。）
  6. **重度の眠気の症状を呈する睡眠障害**

※ 1から6までに掲げるものの他に、その他の精神障害（上記1. 統合失調症に同様。）や脳卒中などがある。

※ またこれらのものの他、次のものが免許の取り消し又は停止の対象となる。

1. **認知症**
  2. **以下の身体の障害**
    - ① 目が見えないこと
    - ② 体幹の機能に障害があつて腰をかけていることができないもの
    - ③ 四肢の全部を失ったもの又は四肢の用を全廃したもの
    - ④ ①～③までに掲げるものの他、自動車等の安全な運転に必要な認知、又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるもの。（法第91条規定により条件を付し、又はこれを変更することにより、その能力が回復することが明らかであるものを除く。）
- 

### Ⅲ. 知的障害者が運転免許を取得する際に生じる困難

運転免許を取得することにはたくさんの利点がある。しかしその一方で、知的障害者が運転免許を取得するには様々な困難がある。運転免許を取得するためには自動車学校に通い技能教習や学科教習を受けなければならない。しかし指導教官によって教え方が異なる上高圧的な指導をする人も多く、健常者でも戸惑うことが多々ある。

広中 (2004) は「学科試験の設問が知的障害者には理解しづらい。知的障害者にも理解しやすい表現は、すべての人に理解しやすく、真のユニバーサル社会実現のためには更なる配慮が求められる。また、2003年の道路交通法の改正によって運転免許取得が可能になったにもかかわらず、自動車学校によっては入校を拒否されている」と述べている。現在は学科試験の全ての漢字に振り仮名をつけることが義務付けられており、問題の表現も知識を確認するという目的を損なわない範囲で例題を示すなどとされてきたが、問題の表現の適切か否かは都道府県警察に委ねられており、地域によって格差が生じているのではないかと考えられる。

また「自動車教習所が心身障害者は一律に入校できないという方針をホームページ等で明示している例がみられるが、およそ心身障害者は運転免許を取得できないとの誤解を与え、平成13年改正法による運転免許の欠格事由の見直しの趣旨に反するものであり、望ましくないものとする。」(警察庁, 2005) といった記述もみられる。障害者と一言でいっても、障害の種類や程度は個人によってそれぞれ異なり、どのような支援を行えば自動車運転が可能になるのかの判断基準はほとんどわかっていないのが現状である(鎌田・小竹・志水, 2004)。警察庁(2005)は、教習所が上記のような方針を明示していないか点検し、「運転免許センターの運転適性相談窓口(連絡先電話番号)にてご相談ください。」という表現に改めるよう通達している。しかし、地域の公安によっては教習所の判断に委ねているところなどがあり、免許をしようと考えている知的障害者がいても、教習所に入校する以前に情報が錯綜してしまい免許取得を諦めてしまっている現状が考えられる。

また地方自治体によって行われている運転免許取得の支援として自動車運転免許取得費助成事業があげられる。免許取得費用の一部を自治体が負担するなどの支援を受けられるが、障害者対象の自動車運転免許取得費助成事業は各自治体の採択に任されており実施にばらつきがある。助成事業の公表も各自治体によって異なり(伊保・田中, 2008)、十分な支援がなされているとは言えない。

車の運転には交通事故などの危険性があることも忘れてはいけない。交通事故による死者数は4,914人と減少傾向にあるが、負傷者数は910,115人にのぼる(交通事故総合分析センター, 2010)。交通事故の原因は事故によってさまざまだが、年齢や性別によって傾向に違いのあることが分かっている。高齢者は安全運転の心構えあるいは危険感受性の一方が極端に低下するが、逆にもう一方には気をつかう傾向がある。それによって、事故の傾向も2つに分かれる(森, 1987)。また交通事故に関する統計には、事故の当事者が障害者であるかどうかの分類がない場合が多いと指摘されている(徳田, 2002)。このように年齢層によっても事故の傾向も変わるのだから、同様に知的障害者についても傾向は異なってくると考えられる。さらに自動車に乗る際には自動車保険に加入しなければならない。しかし、いくつかの保険会社のホームページを確認したところ、事故後に障害者になった時の記載はされていても、知的障害者に限らず障害者が加入できるか否かに関する記載は一切載せられていなかった。交通事故の危険性が考えられるのに保険の整備は行き届いておらず、取得するための支援だけでなく、取得した後の支援も検討していく必要があるのではないかと考えられる。

Received  
October 9, 2012

Accepted  
October 12, 2012

Published  
October 31, 2012



#### IV. 今後の課題

知的障害者が運転免許を取得する際は、健常者と同様に教習所に入校して学科教習と技能教習を受講し、最終的には学科試験に合格しなければならない。しかし、学科教習・技能教習双方において教習カリキュラムが一般人向けに作成されているため、知的障害者が教習を受けようとするとは基本教習時限の何倍もの時間と労力を必要とする。さらに学科教習に関して言及するならば、多くの教習所で集団学習の形態で行われているが、画一的な教習方法では個人の理解度の把握がとても困難であるといえる。知的障害者個人の障害の特性を把握するため、また集中力が切れた時の補助、語彙力・読解力の不足を補う等のためにも、個人指導という形態をとる必要がある。

また、現在の教本は健常者にも難解だと感じられる語句が多数あり、知的障害者が理解するためにはさらに時間を要することが推測される。そのため専門家を交えた話し合いの場を設けて、平易な表現を用いた、あるいは難解語句の注釈を細かくつけた知的障害者専用の教本を作成するなど、知的障害者が学習する中で挫折感を感じる機会を減らす工夫も求められる。

他に専門家の支援として、知的障害者が入校を希望する際に、本当に免許の取得が可能かどうか、教習所の教官と入校を希望する知的障害者本人、保護者等本人の障害を深く理解している人を交えての話し合いの場を設ける必要があるのではないだろうか。なぜなら、基本教習時限以上に教習に時間がかかることが想定されるからである。既定の時限以上の教習には決して安くはない費用が必要となってくる。家庭での経済的な負担を考えて、本人や家族が納得して入校することが重要となる。また、入校した後も継続してケース会議を開き、誰が担当になっても困惑することが無いよう教官の間で知的障害者に関する情報を共有し、知的障害者の指導方法に臨機応変に対応することが必要である。

免許証を取得するためには教習所を卒業した後に学科試験をパスする必要がある。知的障害者に限らず学科試験は最大の難関である。せっかく教習所を卒業しても学科試験に合格できず免許取得を諦めてしまう人は数多くいるだろう。実際に、卒業後に合格できない人に対して個別指導を行っている教習所もある。しかし卒業後のフォロー体制は各教習所の裁量に委ねられているのが現状だと推察される。教習所によってフォロー体制に差が出るのがないよう、卒業後も教習所で学科の再受講が出来るような制度を統一して確立していく必要があるのではないだろうか。

#### 付記

本研究は、2010年度琉球大学受託研究「知的障害者の自動車運転免許の取得支援に関する調査研究」により行った。情報提供を頂きました自動車教習所の皆様方および研究協力者の小宮清子氏、宮西綾瀬氏に感謝いたします。

Received  
October 9, 2012

Accepted  
October 12, 2012

Published  
October 31, 2012

## 文献

- 1) 広中和歌子 (2004) 内的障害者の自動車運転免許試験に関する質問主意書 答弁書 第 15 号, 内閣参質 161 第 15 号
- 2) 伊保愛子・田中敦士 (2008) 知的障害者による自動車運転免許の取得支援; 自治体・学校・自動車教習所による支援の現状 琉球大学教育学部紀要, 73, 175-181
- 3) 井上有史・伊藤正利・栗原まな・森本清 (2004) 道路交通法改正後のてんかんをもつ人における運転免許; 医師・公安委員会へのアンケート調査からみた問題点と課題 てんかん研究, 22, 120-127
- 4) 石黒久美子・中村攻・木下勇 (1999) 知的障害者の余暇生活環境整備に関する基礎的研究; 知的障害者の余暇生活行動の実態把握とその規定要因の分析 千葉大園学報, 53, 39-45
- 5) 自動車検査登録情報協会 <http://www.airia.or.jp/number/index.html>
- 6) 鎌田実・小竹元基・志水俊晴 (2004) 重度障害者の移動具に関する研究 日本機械学会論文集 (C編), 70, 698, 150-157
- 7) 警察庁 (2005) 運転免許試験等における障害者に対する配慮について 警察庁交通局運転免許課長通達, 警察庁丁運発第 9 号
- 8) 警察庁 (2010) 運転免許の欠格事由の見直し等に関する運用上の留意事項について 警察庁交通局運転免許課長通達, 警察庁丁運発第 63 号
- 9) 警察庁 (2010) 運転免許統計 平成 22 年版
- 10) 森二三男 (1987) 高齢者の運転適性に関する研究 高齢者問題研究, 3, 65-78
- 11) 総務省 (2010) 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数
- 12) 徳田克己 (2001) 障害児に対する交通安全教育と一般市民に対する交通バリアフリー教育 国際交通安全学会誌, 27(1), 32-44
- 13) 吉松靖文 (1997) 自閉症者の余暇活動に関する研究; 余暇活動の実態調査 愛媛大学教育学部障害児教育研究室紀要, 21, 105-108

Received  
October 9, 2012

Accepted  
October 12, 2012

Published  
October 31, 2012

## CONTENTS

### REVIEW ARTICLES

- How Did 'Difficult to Involve' Parents Emerge in Early Childhood Care and Education?  
-A Discussion of Research Trends on Family Support and Relationship with Guardians..... **Tetsuji KAMIYA** • 1
- The Review of the Studies on the Fall Prevention Exercise Programs for Elderly Persons..... **Jaejong BYUN** • 16
- Current issues in driver's license of people with intellectual disabilities..... **Atsushi TANAKA** • 32

### ORIGINAL ARTICLES

- The Changing Characteristics of In-home Care Service Providers in the U.S. and in the  
UK: Implications for South Korea ..... **Yongdeug KIM, et al.** • 38
- Assessing Training System for Social Service Workers in South  
Korea: Issues and Policy Agenda ..... **Jaewon LEE, et al.** • 60
- Relationship between depression and anger ..... **Noriko MITSUHASHI, et al.** • 77
- Workaholism Determinant Variables of Social Workers and Care Workers  
in Senior Welfare Centers in Korea ..... **Jungdon KWON, et al.** • 87
- The Exploration of Financial Resources of Financial Adjustment System  
and Social Welfare in Japan ..... **Haejin KWON, et al.** • 105
- Relation between the importance of school education and after-school activity programs  
and age, sex, and school type for school-aged children with disabilities..... **Hideyuki OKUZUMI, et al.** • 131
- A Study on the Vitalization of Silver Industry by Analyzing the Needs of Silver  
Industry in the Daejeon, South Korea ..... **Gowhan JIN** • 138
- A Comparative study on Factor Analysis of the Disabled Employment between  
Japan and Korea ..... **Moonjung KIM, et al.** • 153
- Relationship between Teacher Mental Health that Involved  
in Special Needs Education and Sence of Coherence ..... **Kohei MORI, et al.** • 167

### SHORT PAPERS

- The Analysis of Disaster Mitigation System and Research on  
Disaster Rehabilitation. .... **Keiko KITAGAWA, et al.** • 177
- The Trend of International Research on University Learning Outcome and  
Quality of Life and Mental Health of University Students  
..... **Changwan HAN, et al.** • 189
- The research trend and issue of hospital school in the education for the health impaired  
..... **Aiko KOHARA, et al.** • 198
- Bibliographical consideration about the current situation and the problem to be solved  
about cooperation between teachers in hospital classrooms and other staffs..... **Remi KAKUTANI, et al.** • 208
- The Current Status and Issues in Korean Barrier-Free General School  
..... **Eunae LEE, et al.** • 219

### CASE REPORT

- Approach for the problematic behaviors of autism complicated with severe and multiple disabilities  
~ a case study of a first year junior high school student in daily living ~  
..... **Kazumi SUGIO, et al.** • 229